まで、七四九〇、七四九二、七四九五の二、七五〇四、七五〇六の一、七五〇六の二、七五三四の一、七五三五、七五三六、七七三五の一から七七三五の一〇まで、字和田内七五三七の一、七五三八の一、七五三九の一、七五四〇、七五四一の二から七五四一の八まで、七五四一の一〇、七五四三、七五四四の一から七五四四の八まで、七五四五の一、七五四五の三、七五四五の八、七五四八の一、七五五三の一、小豆郡土庄町字江洞乙二七七の一、乙二八一、字重岩乙八七二、乙八七五、肥土山字向山乙三五の一、乙三五の二（次の図に示す部分に限る。）、乙三八の一、乙三九、小部字恵門乙九一の一、乙九二の一、乙九二の二、乙九三、字清水原乙二七六、乙二七七の一、乙二七七の三、乙二七八、淵崎字晩石乙二〇一から乙二〇三まで、乙二〇五から乙二一二まで、字妹尾乙二一三、乙二一四、乙二一五の一から乙二一五の三まで、乙二一六から乙二一八まで、乙二一九の一、乙二二六から乙二三三まで、乙二三四から乙二三六まで、乙二三七の一、乙二四四、乙二四六、乙二四七、乙二四九、乙二五〇、乙二五一の一（次の図に示す部分に限る。）、乙二五二の三、乙二五七、乙二五九の三、乙二六〇の一、乙二六一の一、乙二六二（次の図に示す部分に限る。）、乙二六三から乙二七一まで、字野田乙二七二、乙二七三、乙二七六、乙二七七、乙二八一から乙二九二まで、見目字前内乙三九九、乙四〇〇、乙四〇二、乙四〇三の一から乙四〇三の三まで、乙四〇七の一、乙四〇七の二、乙四〇八から乙四一一まで、大部字田井ノ上乙八二五、乙八二八、乙八三四、乙八三五の二、乙八三九、乙八九一、乙八九二、乙八九四、乙八九五、乙九〇六、乙九〇七、字琴ノ上乙九七九、乙九八〇の一から乙九八〇の七まで、乙九八〇の九、黒岩字向山一一四四から一一五四まで、一一三一（次の図に示す部分に限る。）、一一三三、一一三四、一二三六から一二四四まで、字樫子甲九四二、甲九四八の一、甲九四八の二、甲九五〇、字梅ケ谷甲一三六五、豊島家浦字中山三六六六、三六六七、小豆島町二面字観音崎五一一の一、五一一の二、五二三の一、五四七、五四八、字日陽七二〇、七二一、七二二の一から七二二の三まで、七八四、七八五、七八六の一、九〇一の一、九〇三から九〇七まで、九〇九、九一一から九一三まで、九二六の四、字大原九四四、九四六の一、一〇〇八から一〇一〇まで、一〇一二、一〇一七の一、一〇一七の三、字空條一四七九、一四八〇、一四八〇の三、一四八〇の四、一四八一、字奥山一五八四、一五八六から一五九〇まで、一五九一の一、一五九一の六から一五九一の九まで、一五九三の一、一五九三の三から一五九三の五まで、一六〇〇、一六〇一、一六〇四の一、一六〇五、一六〇六の一、一六〇七の一、一六〇八から一六一〇まで、一六一一の一、一六一二の一、一六一二の二、一六一三、一六一四の一、一六一五から一六一八まで、一六二一の一、一六二二、一六二三の一、一六二四から一六二六まで、一六二七の一から一六二七の三まで、一六二八、字石場一六三一の一、一六三四、一六七四、一六八二から一六八五まで、一六九三、一六九四、一七〇二、一七〇五から一七〇九まで、字牛ケ浦二一六九の一、二一七〇の一、二一七一の一、二二二九の四、二二三一の一、字長崎二二四四の二、二二四五の二、二二四六の一、二二四八から二二五〇まで、二二五一の一、二二五二の一、木田郡三木町大字井上字小原一五一三の一、一五四四の一、一五九六の一、字池上二二四三、二二四六、二二四六の四、二二四七、字下々所二九七三の一、二九七三の八、二九七三の九、三〇九七の一、三〇九八の一、三〇九八の六、字立石四〇一七、香川郡直島町字チキリホウ四二二一、四二三三、四二四四、四二四六の一、四二三二から四二三四まで、四二四八の一、字文教四二四七、綾川郡綾川町枌所東字若狭三〇〇四、仲多度郡まんのう町川東字本村下七八の一、字川奥二四六一、二五一四の一、勝浦字大向九三、字仲野二三八の一、字家六　一九〇五の一、一九〇五の二、一九〇六の一、一九〇六の三、一九〇七、字横畑三一五七の二、追上字願袖四四二の二七、塩入字地蔵前七一八の一〇九（次の図に示す部分に限る。）、字中川原七九〇の一、七九〇の四、炭所東字佐古田九三四の一、九五五の一、九五五の七、字三角二三四五の四、二三六六の一、二三六八、七箇字西屋谷四五二一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字源氏一六五二の六から一六五二の八まで、一六五三、一六五六の一、一六五六の六、一六五七の一、一六五七の二、一六五八の一、一六五八の二、字芦川一五七五の一、一五七五の四、一五七五の一五、字下森本二六五八、二六六五の一、字中谷三七〇一の一、三七〇二の一、三七〇二の二、字奥中谷五九七八の二、五九九六（次の図に示す部分に限る。）、五九九八の一、六〇〇三の二、六〇一三の一、六〇一三の五、六〇一七の一、六〇二三の一から六〇二三の三まで、字西奥中谷六〇五六の一・六〇六〇の三・六〇六〇の一六・六〇六〇の二六（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、六〇八六の一、字西の手一七五二から一七五四まで、一七六六から一七七二まで、一七七八、一七八〇、字大戸二五〇九、二五一〇、二五二六、二五二七、二五三〇、二五三三、二五三四、二五四二から二五四六まで、二五四九、二五五〇、字延崎一六九の一、一七〇、二五五から二六〇まで、二六三から二六九まで、字浦内二九五、二九八、三〇七、三〇八、三九五、字坂瀬四六五一の一、四六五二の一、字上坂瀬四六六一の一、四六六一の二、四六六一の二〇から四六六一の二三まで、字有松乙二二二の二、字岩谷乙一二（次の図に示す部分に限る。）、字西間谷一九七四の一、一九七四の四（次の図に示す部分に限る。）、一九七四の四七から一九七四の四九まで、一九七四の五二・二二三五の四一・二二三五の四二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字栄谷乙二八一の三、字南谷乙二四〇の一、字ショウガ谷乙一六六の一（次の図に示す部分に限る。）、字唐谷乙一七九・乙一八二・乙一八三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字井モ坪乙二五の一、乙二六の一、乙二七、字南柴谷五九〇の一、五九〇の二、五九一の一から五九一の四まで、五九二、五九五、五九六、五九九の二、六〇三の一、六〇三の二、六〇四（次の図に示す部分に限る。）、六三二、六三三の一から六三三の三まで、六三五、六三六、六三八、六三九の一、字深谷五一〇四の一、五一〇五の一、字西山二四五五の一、二四五七の一、字六番二四四五の一、二四四五の八から二四四五の一〇まで、字越太尾甲三〇六八、字白羽六一三六の一、乙一〇四の一、乙一〇四の三、乙一二一の一、乙一二一の四、乙一二一の一二、乙一二四から乙一二七まで、乙一三〇、乙二〇〇の二、乙二〇〇の四から乙二〇一の六まで、乙三一の一、乙三一の二、乙三一の四、菅谷二〇三の一、二三七の二、二三七の六、二四一、二四三の二、字寺尾七八九、七九〇の一、字前原二四五三の一、二四五三の一六（次の図に示す部分に限る。）、二四五三の一八、字松崎二〇三一の一、二〇三一の三、字別惣二三七二の一・二三七二の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二三七六の二、字北谷一五〇八の一、一五〇八の二、一五一二、一五八一の一（次の図に示す部分に限る。）、一五八四の三、字柞谷二五二六の一（次の図に示す部分に限る。）、二五三八、字友村二〇一、二〇五の一、字久詰三二一四、三二二五、字四房三二九七の一から三二九七の三まで、字日の浦四三七〇の一、四三七〇の二、字柏子谷七四四七の一、七四四七の三から七四四七の六まで、字道手五一二三の五五、字蜂ヶ谷一八九七の七〇、字仁尾の上庚三〇一の一、庚三一一、庚三一二の二、庚三一六の一、字詫間越庚三三三の一、字四ッ尾三六七六の一、字高尾原九七の一、九七の二、九八の一、字上和田内三八の一五、三八の一六、三八の二七、三八の三〇、三八の三四、三八の一四、三八の一一五、字西原一一〇の一、一一一の三、字池之奥八六、八八の一、九五、字楠杭四三、字笹谷二四一三の一、甲二二二七の一、字灘乙四四九九の四、乙四四九九の一〇、乙四四九九の一三、乙四四九九の一四、乙四四九九の一八、乙四四九九の二三、乙四四九九の二四、乙四四九九の二六、乙四四九九の二八、乙四四九九の三六、字城場七三九八の二、七三九八の三、七三九八の五、七四〇四の一、七四〇四の七、七四〇四の八、七四〇五の一、七四〇五の二、七四〇六の一、七四〇七の一、字江洞乙二七七の一、乙二八一、字重岩乙八七二、乙八七五、字前内乙三九